

12-14 パートタイム労働法

パートタイム労働法の適用

平成5.6.18成立（その後7回の改正-最終H19改正H20.4.1施行）

一週間の所定労働時間が

通常の労働者に比べて

短い労働者

- パート、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員など、名称の如何は問いません。
- 逆に、通常の労働者と同じフルタイムで働いている場合は、「パート」と称されていてもパートタイム労働法の適用はありません。

パートタイム労働法は平成 5. 6. 18 成立し、その後 7 回の改正を経ている。

適用される労働者は、「1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働者」である。「パート、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員など」名称の如何は問わない。

逆に、通常の労働者と同じフルタイムで働いている場合は、「パート」と称されていてもパートタイム労働法の適用はない。

パートタイム労働法の成立と改正経緯

- 1) 平成 5 年 12 月 パートタイム労働法（同指針とあわせ）施行（平成 5. 6. 18 成立）
- 2) 平成 11 年 2 月 指針改正（①労働条件の文書交付②通常労働者の募集に際して募集内容等の周知等）
- 3) 平成 15 年 10 月 指針改正（①均衡処遇の考え方②通常労働者への転換の条件整備③職務内容、意欲、能力、成果に応じた処遇等）
- 4) 平成 19 年 5 月 パートタイム労働法一部改正可決成立
- 5) 平成 20 年 4 月 1 日 改正パートタイム労働法施行